

富山県被災事業者 事業継続支援補助金

令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた
事業用施設・設備等の復旧に要する経費を支援します。

補助対象者

令和8年8月の大雨で被害を受けた富山県内に事業所を有する
中小企業・小規模事業者等

※被災したことの証明(市町村が発行する被災証明等)が必要です
※補助事業完了日までに、事業継続計画(BCP)の策定が必要です

補助対象経費

被災した施設・設備等の復旧に係る経費
(施設の復旧費、設備及び車両の修理費・購入費 等)

☑施設の復旧

○施設の修繕費用等が対象です

○原則、登記または資産計上されているものに限りです

☑設備・車両の復旧

○修理が原則ですが、設備等が修理不能の場合は、入替が可能です

○元のものよりも、高機能・高性能の設備等への入替も可能です

ただし、元に戻すために必要な経費が補助上限となり、それを超える分は自己負担となります

○原則、資産計上されているものに限りです

補助率・補助上限額

【補助率】 中小企業 1/2 小規模事業者 2/3

【補助上限額】 1,500万円 (※下限なし)

募集期間・事業実施期間

【募集期間】(第1回)令和8年10月8日(木)～令和8年10月29日(木)
(第2回)令和8年11月16日(月)～令和8年12月4日(金)

※締切日当日消印有効。申請のあったものから順次審査・交付決定を行います。

【事業実施期間】令和8年8月27日(木)～令和9年1月29日(金)

※事業実施期間内に実績報告書を提出してください。

【お問合せ】

詳細は県HPをご確認ください→



富山県商工労働部経営支援課 TEL:076-444-3249